

入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 18 日

佐倉市上下水道事業管理者 関 口 直 行

1 制限付き一般競争入札に付する事業

(1) 事業名称

令和8年度水管橋及び添架管点検業務委託

(2) 事業場所

佐倉市宮ノ台3丁目地先外

(3) 契約期間

契約日 ～ 令和 9 年 1 月 26 日

(4) 事業の概要

別紙仕様書等のとおり

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を含みます。）

金 8,811,000 円 （入札書比較価格 8,010,000 円）

(6) 最低制限価格の設定の有無

有：公表は開札後とします。

※7開札（5）落札者の決定方法をご覧ください。

(7) 入札の方法

ア 電子入札の方法により行います。

イ 入札回数は、1回とします。

(8) 契約の種類

総額による契約とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりです。

- (1) この事業の公告日現在において、佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に登載されている方のうち、次の要件のすべてを満たしている方

ア 資格者名簿の登録部門に関する条件

「測量コンサルタント」部門

イ 資格者名簿の登録業種に関する条件

「土木関係建設コンサルタント」

ウ 資格者名簿の登録地区に関する条件

「市内」、「準市内」、「県内」

エ 事業経験に関する条件

ありません。

オ 事業所確認調査実施要領（平成18年9月1日制定）第8条第2項の規定に該当していない方

（２）上記（１）の要件を満たし、かつ、この事業の公告日から開札日までの間において次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4年5月1日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けている者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前 6か月以内に不渡り手形若しくは不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者

（３）同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができません。

（４）事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっている方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

3 入札参加申請に関する事項

（１）入札参加申請の期間

令和 8 年 8 月 18 日（火）午前9時から

令和 8 年 8 月 25 日（火）午後4時まで

ただし、午前零時から午前8時までを除きます。

（２）入札参加申請の方法

この事業用の「誓約書及び実績等届出書」に、必要事項を入力した電子ファイルを電子入札システムの添付機能を利用して添付して、電子入札システムにより申請してください。

「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」

<https://chibaepportal.supercals.jp/>

(3) 資格確認結果の通知

ア 入札参加資格確認結果は、令和 8 年 8 月 27 日（木）午後4時までに電子入札システムにより通知します。

イ 入札参加資格がないと決定された方は、通知を送信された日の翌日から起算して3日以内（3日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」といいます。）の場合はその直後の市の休日でない日まで）に、文書により管理者に対して説明を求めることができます。

4 事業内容説明等に関する事項

(1) 設計図書等を示す場所

「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」

<https://chibaepportal.supercals.jp/>

申請書等の作成説明会及び事業説明会は行いません。

(2) 設計図書等を示す期間

公告日の午前9時から開札日時まで

<https://chibaepportal.supercals.jp/>

「ちば電子調達システム」の「入札情報サービス」で「工事・測量等」を選択し、「入札予定（公告）」ボタンをクリックして表示されたページにおいて、調達機関を「佐倉市」、調達区分を「測量等」として検索し、該当案件の「表示」ボタンをクリックして表示された画面の「説明文書等」に保存されている電子ファイルをダウンロードしてください。

5 質問及び回答

ア 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、この公告の事業の事業説明書で指定する日時までに、この公告の事業の事業説明質問書をファクシミリ又は電子メールにより事業担当課に提出してください。

イ 電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名および質問書である旨を記載してください。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送りください。

ウ 回答は、質問者に対してファクシミリ又は電子メール（質問書と同様の方法）により行います。

エ 質問が無い場合、質問書の提出は必要ありません。

6 入札

(1) 入札書の提出期間

令和 8 年 8 月 31 日（月）午前9時から

令和 8 年 9 月 2 日（水）午後4時まで

ただし、午前零時から午前8時までを除きます。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより、入札金額を入力してください。

イ 「入札金額内訳書」の電子ファイルを電子入札システムの添付機能を利用して添付してください。

ウ 入札金額と入札金額内訳書を電子入札システムにより提出してください。

(3) 入札金額

入札金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100の金額を入力してください。

(4) 入札金額内訳書

ア 入札金額内訳書には、入札日、商号又は名称、事業名称、事業場所を明記するとともに、入札金額の内訳及びその合計額（原則として、入札書の入札金額と一致するもの）を記載してください。なお、入札日は、実際に入札金額内訳書を送信する日を記載してください。

イ 入札金額内訳書の書式は、任意とします。参考書式に準じて作成してください。

(5) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第 6号）第131条第2項の規定により落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとします。

7 開札

(1) 開札の日時

令和 8 年 9 月 3 日（木） 午前 9 時 30 分から

(2) 開札の場所

佐倉市役所1号館6階第1会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、公開して行います。

イ 紙入札参加者を認めている場合、入札執行者は、開札に先立ち、入札者の中から開札立会人を指名します。開札立会人は抽選により選定します。選定された開札立会人へは電話又は電子メールにより通知します。通知を受けた開札立会人はこれを辞退することができます。選定された開札立会人全員が辞退した場合には入札に関係の無い職員をもって開札立会人に充てます。ただし、傍聴人の中に入札参加者がいる場合には、その中から開札立会人を選定する場合があります。

ウ 入札金額内訳書の確認は、開札時に最低価格入札者についてのみ行います。ただし、入札執行者において必要と認める場合はこの限りではありません。

(4) 無効となる入札

無効となる入札は、佐倉市入札約款第16条各号に定めるとおりとします。

(5) 落札者の決定方法

本事業は、上記１（６）最低制限価格の設定があるため、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札された方を落札者として決定します。

（６）落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の100分の 10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって落札価格とします。

8 契約

（１）契約書の作成

この公告の事業の契約に当たっては、契約書の作成を要します。

（２）契約保証金

契約金額の100分の10以上を要します。

（３）前金払

有：契約金額の100分の30以内（10万円未満切捨て）

（４）部分払

無

9 留意事項

（１）システム障害等

ア 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがあります。

イ 入札参加者において、システム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合は、佐倉市電子入札システム運用基準第３章第５節「紙入札参加者」に定めるとおりとします。（詳細は、佐倉市契約検査課ホームページ「紙入札方式での参加について」をご参照ください。）

（２）提出された申請書等は、返却しません。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしません。

（３）異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

（４）この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市電子入札システム運用基準及び佐倉市入札約款のとおりとします。

10 担当

(1) 事業担当課

佐倉市上下水道部 水道課

電話：043-485-1191

ファクシミリ：043-485-1194

メールアドレス：w-jyosuidou@city.sakura.lg.jp

(2) 入札執行担当課

佐倉市上下水道部契約担当（財政部契約検査課内）

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>

「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」

<https://chibaepportal.supercals.jp/>